

台風や地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

本校におきましては、台風等により「京都南部」又は「京都・亀岡」に「暴風警報」・「特別警報」が発令されたり、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合（これ以下の震度であっても、校区内に甚大な被災状況が確認された場合等）、または太秦・南太秦学区に「避難勧告・避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意して下さい。

また、このプリントは各ご家庭で必ず保管して下さい。

記

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機をさせてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- | | | |
|--------------------|---|-------------------|
| ・午前 7時までに解除になった場合 | ・・・ 平常授業 | (8 : 30 登校・給食有り) |
| ・午前 9時までに解除になった場合 | ・・・ 3校時から始業(10 : 30 登校・ <u>昼食(給食)有り</u>) | |
| ・午前 11時までに解除になった場合 | ・・・ 5校時から始業(12 : 50 登校・ <u>昼食(給食)なし</u>) | |
| ・午前 11時現在、警報発令中の場合 | ・・・ 臨時休業 | |

2. 登校後に「暴風警報」が発令された場合

- 在校中に発令された場合は、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を十分考慮したうえで、帰宅の措置をとります。

3. 「特別警報」が発令された場合

- (1) 午前0時までに解除になった場合は、5校時から始業(12 : 50 登校・昼食(給食)なし)
- (2) 午前0時から登校までに発令した場合は、「当日」は臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、気象状況、通学路や地域の状況、帰宅に要する時間など安全を十分考慮したうえで、帰宅の措置をとります。

4. 京都市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 京都市内において、震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - 下校後から午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時から登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。ただし、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡させていただきます。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡させていただきます。
- (3) 在校中に発生した場合は、生徒の引き渡しを実施いたします。非常時下校カードに記入していただいている方は、速やかな来校をお願いいたします。

5. 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

水害の避難勧告等について

本校の校区である太秦・南太秦学区は、「天神川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。太秦・南太秦学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

＜水位周知河川における水位観測所と避難勧告等の発令対象学区等＞

河川名	水位観測所 (参考水位観測所)	避難勧告等の発令対象学区等			
		早期発令地域		その他の地域	
天神川	西院 (御室川) (衣笠荒見)	北区	衣笠, 金閣	北 区	大將軍,
				上京区	仁和, 翔鸞,
				中京区	朱雀第一, 朱雀第三, 朱雀第七, 朱雀第五, 朱雀第四, 朱雀第八, 朱雀第二, 朱雀第六
		右京区	山ノ内	下京区	七条, 西大路, 七条第三, 光徳
				南 区	上鳥羽, 祥栄, 吉祥院, 祥豊, 唐橋
				右京区	太秦, 南太秦 , 常磐野, 花園, 安井, 西院第一, 西院第二, 西京極, 葛野, 梅津, 北梅津, 宇多野, 御室

以上、お子たちにも、その旨ご指導いただきますよう、お願いいたします。